

鉄道事業再構築実施計画策定業務委託
〈仕様書〉

令和6年4月
あさぎり町企画政策課

鉄道事業再構築実施計画策定業務委託仕様書

1 業務名

鉄道事業再構築実施計画策定業務委託

2 目的

本業務は、くま川鉄道(株)が令和2年7月豪雨からの全線復旧を目指すことを契機に、復旧後に鉄道事業再構築事業に基づく事業構造の変更(列車の運行をくま川鉄道(株)が担い、鉄道資産の維持管理を新法人が担う形態での上下分離)を行うことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「地域交通法」とする。)第23条に規定する「鉄道事業再構築実施計画」(以下「計画」とする。)を策定することを目的とする。

また本計画の策定にあたっては、上位計画である「人吉・球磨地域公共交通計画」に即しつつ、地域交通法第24条における認定を受けることを勘案して行うこととする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

4 業務内容

本業務は、下記の項目について実施するものとする。

(1) 計画準備

地域交通法及び鉄道事業法等の関係法律、施行規則等に基づくとともに、上位・関連計画の内容を十分に把握し、本業務の目的・内容を十分に検討した上で、業務計画を立案するものとする。

(2) 鉄道事業等に関する概況整理

くま川鉄道のこれまでの経緯や必要性、会社概要等を把握するための資料の収集と基礎的なデータの整理を行う。

(3) 沿線地域の概況整理

くま川鉄道が運行している球磨郡市10市町村の概要、人口動向、産業構造、自家用車保有台数、観光入込客数、年間行事、通勤・通学・買い物・通院の状況、財政状況、気象状況、駅勢圏別主要施設、沿線の主な観光施設、沿線の教育施設及び学生数、沿線の交通状況等を把握するための資料の収集と基礎的なデータの整理を行う。

(4) 将来の事業スキームの整理

以下の内容について、鉄道事業者等へのヒアリングを踏まえ、整理する。

- ① 上下分離後の運営スキーム、保守管理、国庫補助事業実施の仕組み
- ② 運行計画(基本的な考え方(営業時間、列車本数、運転間隔、車両検修方法等)及び列車運行図)
- ③ 鉄道施設等の修繕・整備計画
- ④ 要員計画(人員要員及び人件費の推移・シミュレーション)

(5) 需要推計の実施

通勤定期、通学定期、定期外輸送人員の輸送状況の推移や傾向を整理し、将来人口の推計、鉄道利用者の推計を実施する。

(6) 利用者の利便の確保に関する事項等の検討

地域交通法の改正（令和5年10月1日施行）を踏まえて、先行事例等の情報収集及び利用者が鉄道を利用しやすくなるために実施する措置・取組について提案し、その効果（需要増加）について検討する。

(7) 財務状況の把握・分析及び収支計画の検討

国土交通省が公表している「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」を参考に原価・収入の算定を行うことにより、鉄道事業法第16条第2項に規定する旅客運賃等の上限設定の検討に必要な鉄道事業者の財務状況の把握・分析を行う。

また、持続可能な事業運営を目標としていくことを勘案した上で、運行ダイヤの改正、鉄道施設の資産譲渡区分等を比較検討するため、複数パターンで損益・収支を試算するとともに、(4)～(6)の成果を踏まえた鉄道事業再構築事業の実施の有無別に10年間の損益収支・資金収支シミュレーションを検討する。

(8) 鉄道事業再構築事業による効果・影響等の検討

鉄道事業再構築実施計画の認定に向けて、国土交通省が公表している「鉄道プロジェクト評価手法マニュアル」を参考に、鉄道事業再構築事業による定性的な効果・影響の評価を検討するとともに、貨幣換算が可能な効果を対象に、費用便益分析を行う。

また、持続可能なサービスの提供が可能であるかという視点から採算性の分析・評価を行い、さらには、鉄道事業再構築事業の実行性や成立性の視点から、事業の実施環境等について評価を検討する。

(9) 鉄道事業再構築実施計画（案）の作成支援

(1)～(8)までの成果を踏まえて、以下の内容を示す「鉄道事業再構築実施計画（案）」を作成する。

なお、計画に定める内容については、地域交通法第24条第2項の基準に適合するものとなるよう留意することとし、国土交通省等との協議で必要となる資料及び添付書類の作成、会議等への出席並びにアドバイス等の支援を行う。

- ・ 鉄道事業再構築事業を実施する路線及びその区間
- ・ 地方公共団体その他の者による支援の内容
- ・ 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
- ・ 鉄道事業再構築事業の実施予定期間
- ・ 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ・ 利用者の利便の確保に関する事項
- ・ 鉄道事業再構築事業の効果
- ・ その他、鉄道事業再構築事業実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

(10) くま川鉄道再生協議会での打合せ業務

計画策定に向け関係自治体の意見や情報を収集する目的でくま川鉄道再生協議会幹事会及び総会に出席し協議を行う。なお、会議資料の作成、専門的立場からの助言、記録の作成等の業務を行うものとする（年3回程度）。

（11）打合せ・協議

業務実施に必要な打合せ・協議は、業務着手時、中間時、納品時の計3回程度とし、そのほか必要に応じて適宜実施する。

なお、打合せを行った場合は、その都度、打合せの概要を作成し、速やかに本町へ共有すること。

（12）報告書作成

本業務により実施した成果については、次のとおりとする。

- ① 業務報告書 2部（ファイル綴じ、参考資料、協議記録簿等含む）
- ② 電子成果品 1式（CD-R、業務報告書の電子データ及びその他収集・分析し、検討に用いたデータ）

5 準拠する法令等

本業務は、地域交通法及び鉄道事業法その他関係法令に準拠して施行する。

6 疑義

本業務に関する疑義が生じた時及び本仕様書、関係法令に記載のない事項については、あさぎり町（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）との協議のうえ決定する。

7 提出書類

乙は、契約締結後速やかに次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- ① 業務実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者及び照査技術者等届出書
- ④ 業務着手届
- ⑤ その他甲が必要と認める書類

8 貸与資料

本業務にあたり、甲は乙に「人吉球磨地域公共交通計画」に関する関係資料等を貸与する。なお、貸与された資料は乙の責任において取り扱い及び保管を行うものとし、業務完了後速やかに甲に返却しなければならない。

9 工程管理

乙は、工程表に基づき適正な工程管理を行うこと。なお、甲から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに必要な報告を行うものとする。

10 秘密の保持

乙は、業務上知り得た内容等を第三者に漏洩してはならない。

1.1 成果品の納品

成果品については、甲の検査合格をもって納品されたものとする。なお、納品後に認定申請における修正が発見された場合は、乙負担により成果品に係る修正を行うものとする。

1.2 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なくこれを使用または流用してはならない。

1.3 納入場所

成果品の納入場所は、あさぎり町企画政策課（くま川鉄道再生協議会事務局）とする。